

量子技術基盤研究部門共用施設及び共用施設の利用料金を定める規則

平成28年4月1日
28ビ(規則)第4号
最終改正 令和5年4月1日
令05基(規則)第3号

(目的)

第1条 この規則は、量子技術基盤研究部門施設共用規則(28ビ(規則)第1号。以下「共用規則」という。)第4条に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)の量子技術基盤研究部門が保有する施設及び設備のうち、共用に供する施設及び設備(以下「共用施設」という。)を定めるとともに、施設及び設備の共用に関する基本規程(28(規程)第78号)第4条第2項及び第3項に基づき、量子技術基盤研究部門が保有する共用施設の利用料金に関する基本的事項について定め、その業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(共用施設)

第2条 量子技術基盤研究部門の共用施設は、別表1のとおりとする。

(定義)

第3条 共用規則第14条に規定する施設共用に係る利用料金は、以下の算定式のとおりとする。なお、本規則で定める利用料金は、消費税及び地方消費税その他の税額(消費税額等)を含まないものとする。

$$F = H + A + Z + W$$

F：利用料金

H：取扱手数料 9,900円/件

A：施設の運転に係る経費

Z：追加経費(特別な経費を必要とする場合)

W：施設利用に伴う放射性廃棄物処理費

- 前項に規定するAは、施設の運転に係る直接費(以下「直接費」という。)及び直接費に受託研究に関する経費算定基準(29イ(通達)第11号。以下「受託研究経費算定基準」という。)に定められた間接経費率を乗じたものの合計とする。
- 前項に規定する直接費は共用施設ごとの消耗品費及び施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物処理費(以下これらを総称して「消耗品費等」という。)並びに減価償却費、租

税公課、保守費、人件費、維持費、光熱水費、清掃費及び線源費（コバルト60照射施設のみ）から構成される。

- 4 第1項に規定するZは、利用者の求めに応じて必要となる役務提供及び技術支援、共用施設以外の施設等の利用並びに消耗品の手配等に係る経費とする。
- 5 第1項に規定するWは、施設共用利用者の施設利用に伴い発生する放射性廃棄物の保管、処理及び処分に係る経費とする。
- 6 第1項に規定するFは、取扱手数料（H）及び前各項の経費を合計した額とする。このうち、Aの構成要素である減価償却費を含まない額を「基本料金」といい、減価償却費を含むものを「一般料金」という。

（利用料金）

第4条 施設共用に係る利用料金のうちAについては、別表2-1から別表2-5までのとおりとする。また、Aに含む消耗品費等は、別表2-6のとおりとする。

- 2 施設共用に係る利用料金は、次の各号のとおり適用する。
 - （1）原則として基本料金を適用する。
 - （2）成果を公開する利用課題（以下「成果公開課題」という。）に対する利用料金は、Aに含む消耗品費等以外の経費を免除することができる。
 - （3）前二号の成果公開課題に対する利用料金は、共用規則第10条第3項に定める実施報告書の提出及び研究成果の公表が行われたことを条件に適用する。
 - （4）成果を公開しない利用課題のうち、産業利用促進を目的とする利用課題に対する利用料金は、Aに含む消耗品費等以外の経費を免除することができる。
 - （5）海外からの利用は、原則として「一般料金」を適用する。ただし、成果公開課題の場合は、第2号を適用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、共用規則第2条に定める所長等が特別な事情があると認められた場合には、別途定める料金を適用することができる。
- 4 第2項に規定する施設の運転に係る経費Aの適用に関する条件等は、共用規則第2条に定める所長等が決定するものとする。

（役務提供及び技術指導）

第5条 共用規則第9条第1項及び第2項に基づく利用者支援に係る経費については、受託研究経費算定基準に基づき積算した経費を追加経費として徴収するものとする。ただし、成果公開課題のうち、公開する成果の共著者として機構の職員が含まれる場合は、利用者支援に係る経費を徴収しないものとする。

（放射性廃棄物の保管、処理及び処分に係る経費）

第6条 共用規則第10条第2項及び第14条第3項に基づく本規則第3条第5項の経費

は、施設共用約款（29ビ（規則）第1号）に基づき算定した額とする。ただし、各共用施設の利用に伴い発生する放射性廃棄物の発生量が個別の利用ごとに把握できないものについては、別表3に定める発生量とし、費用を算定するものとする。

（個人線量管理の費用負担）

第7条 利用者が機構の共用施設において放射線業務に従事する場合、利用者から追加経費として個人線量管理に係る料金を徴収するものとし、その料金は各共用施設において個人線量管理に必要な実費相当額とする。

（施設等の利用）

第8条 共用規則第15条第1項及び第2項に基づく施設等の利用に係る経費は、受託研究経費算定基準に基づき積算した経費を追加経費として徴収するものとする。

（請求手続）

第9条 施設共用に係る利用料金の積算は、本規則に基づき研究企画部が行い、各共用施設を所掌する拠点の管理部経理・契約課（以下「経理・契約課」という。）に請求手続を依頼するものとする。

2 経理・契約課は研究企画部からの依頼に基づき、請求書発行に係る手続を行い、管理部長が利用者に対して請求書を発行するものとする。

附 則（平成28年4月1日 28ビ（規則）第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日 30ビ（規則）第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31ビ（規則）第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日 令01ビ（規則）第2号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 令02ビ（規則）第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 令03ビ（規則）第1号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日 令04ビ（規則）第2号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05基（規則）第3号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

イオン照射研究施設（高崎量子応用研究所）
1号加速器（高崎量子応用研究所）
コバルト60照射施設（高崎量子応用研究所）
光量子科学研究施設（関西光量子科学研究所 京都・木津地区）
放射光科学研究施設（関西光量子科学研究所 兵庫・播磨地区）

別表 2-1 イオン照射研究施設

(単位：円)

区 分	基本料金のA	一般料金のA	備 考
高エネルギーイオン照射装置 (AVFサイクロトロン)	2,540	3,340	ビーム利用時間 1 分当たり
中エネルギー重イオン照射装置 (3MVタンデム加速器)	1,400	1,590	ビーム利用時間 1 分当たり
中エネルギー軽イオン照射装置 (3MVシングルエンド加速器)	1,310	1,420	ビーム利用時間 1 分当たり
低エネルギーイオン照射装置 (400kVイオン注入装置)	1,510	1,670	ビーム利用時間 1 分当たり
Z (追加経費)			
オフライン内装実験装置			
低エネルギー陽電子ビーム装置		370	1 時間当たり
普及型陽電子消滅測定装置		50	1 時間当たり

注)

- ・ビーム利用時間とは、イオンビームを利用するために当該装置を専有している時間とし、1分未満は1分とみなす。
- ・当該装置の専有時間は、装置の調整時間と照射実施時間（利用開始時刻から利用終了時刻までの全時間で、試料交換や真空引きの時間も含むものとする。）の合計時間とする。

・ 1 利用当たりの調整時間

	調整時間(分)	備 考
AVFサイクロトロン	60	加速モード切替、エネルギー変更、イオン種変更、ビームコース変更等に要する時間
3MVタンデム加速器	40	加速電圧昇降、ビーム加速調整等に要する時間
3MVシングルエンド加速器	30	
400kVイオン注入装置	40	

別表 2-2 1号加速器

(単位：円)

区 分	基本料金 のA	一般料金 のA	備 考
1号加速器	1,440	1,570	ビーム発生1分当たり

ただし、1分未満は1分とみなす。

別表 2-3 コバルト60照射施設

$$A = S \times h \times n$$

S : 1時間当たりの単位料金
 h : 照射時間
 n : 試料幅による係数

ただし、 $h \times n$ の小数点以下は繰上げとする。

(1) S

(単位：円)

区 分	基本料金	一般料金	備 考
第1棟第1～3照射室	410	440	1時間当たり
第2棟第5～7照射室	700	750	1時間当たり

(2)

nは試料幅による係数であり、線源に面した試料の横幅W (cm) について $20\text{cm} < W \leq 30\text{cm}$ の試料幅による係数n = 1とし、それぞれの試料幅についてnを次のとおりとする。

試料の横幅	n	試料の横幅	n
$0\text{cm} < W \leq 10\text{cm}$	1 / 3	$90\text{cm} < W \leq 120\text{cm}$	4
$10\text{cm} < W \leq 20\text{cm}$	2 / 3	$120\text{cm} < W \leq 150\text{cm}$	5
$20\text{cm} < W \leq 30\text{cm}$	1	$150\text{cm} < W \leq 180\text{cm}$	6
$30\text{cm} < W \leq 60\text{cm}$	2	$180\text{cm} < W \leq 210\text{cm}$	7
$60\text{cm} < W \leq 90\text{cm}$	3	$210\text{cm} < W \leq 240\text{cm}$	8

別表 2 - 4 光量子科学研究施設

(単位：円)

区 分		基本料金 の A	一般料金 の A	備 考
kHzチタンサファイアレーザー		4,800	6,850	1 時間当たり
J-KAREN-Pレーザー装置		85,000	124,250	1 時間当たり
X線回折装置		1,430	1,730	1 時間当たり
QUADRA-Tレーザーシステム		5,510	9,010	1 時間当たり
Z (追加経費)				
選択装置	成膜装置			実費相当額を徴収

注)

- ・ただし、1時間未満は1時間とみなす。
- ・大型レーザー施設については、下記ビーム調整時間単価と装置の調整時間を乗じた金額をビーム調整料金として徴収する。

ビーム調整時間単価

(単位：円)

区 分		基本料金 の A	一般料金 の A	備 考
J-KAREN-Pレーザー装置		5,100	7,460	1 時間当たり
QUADRA-Tレーザーシステム		330	540	1 時間当たり

注)

- ・ただし、1時間未満は1時間とみなす。

別表 2 - 5 放射光科学研究施設

(単位：円)

区 分	基本料金 のA	一般料金 のA	備 考
ビームライン利用料	129,990	171,920	1 シフト (8時間) 当たり

* 研究開発利用における成果非公開利用及び研究開発利用以外の利用については、ビームライン利用料に加えて、公益財団法人高輝度光科学研究センターが定める専用ビームラインのビーム使用料 312,000 円/シフトを代行徴収する。なお、当該ビーム使用料が改定された場合には、改定後のビーム使用料を代行徴収する。

別表 2-6 消耗品費等

(単位：円)

共用施設		消耗品費等	
イオン照射研究施設	高エネルギーイオン照射装置(AVFサイクロトロン)	1 分間当たり	140
	中エネルギー重イオン照射装置(3MVタンデム加速器)	1 分間当たり	70
	中エネルギー軽イオン照射装置(3MVシングルエンド加速器)	1 分間当たり	60
	低エネルギーイオン照射装置(400kVイオン注入装置)	1 分間当たり	80
1号加速器		1 分間当たり	70
コバルト60照射施設	第1棟第1～3照射室	1 時間当たり	10
	第2棟第5～7照射室	1 時間当たり	20
光量子科学研究施設	kHzチタンサファイアレーザー	1 時間当たり	0
	J-KAREN-Pレーザー装置	1 時間当たり	29,200
	QUADRA-T レーザーシステム	1 時間当たり	570
放射光科学研究施設		1 シフト (8時間) 当たり	13,110

注)

- ・ただし、1分間未満は1分間と、1時間未満は1時間とみなす。
- ・光量子科学研究施設の大型レーザー施設については、下記ビーム調整時間単価と装置の調整時間を乗じた金額をビーム調整料金として徴収する。

ビーム調整時間単価

(単位：円)

共用装置	消耗品費等	
J-KAREN-Pレーザー装置	1 時間当たり	1,750
QUADRA-Tレーザーシステム	1 時間当たり	30

注)

- ・ただし、1時間未満は1時間とみなす。

別表 3

区分		廃棄物性状等			発生量 (施設利用料金 1点当たり) (単位:リットル)	
		表面線量率等	性状等			
固体 廃棄物	ベータ・ガンマ	A 0.5mSv/h未満、又はβ核種のみの場合 は3.7 (Sr-90は370M) Bq/容器未 満	可燃物	紙、布、木片、酢び、ゴム手等		2.9
			難燃物	塩び、ゴム、フィル等		0.2
			不燃物 (非金属)	コンクリート片、ガラス、土砂等		0.01
			不燃物 (金属)	炭素鋼、ステンレス等	炉以外金属	0.1
					0.1	
液体 廃棄物	A	H-3以外は0.37~ 37Bq/cm ³ 、H-3の みは3.7k~ 370kBq/cm ³	無機廃液	液体		3.0
	B	H-3 以外のβγが 37 Bq/cm ³ ~37kBq/cm ³	A に準ずる	液体		1.0